

## 好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査要領

(趣旨)

第1条 この審査要領は、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）規程第2条第2項の規定により審査方法について定めるものとする。

(採択の審査)

第2条 好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）第7条第1項の規定による採択の審査は、同実施要領第5条第1項の規定による採択申請書及び同条第2項の規定による事業計画書のほか、知事が必要と認める書類について、採択を受けようとする企業からの説明及び議事に関係のある者等の説明をもとに、質疑応答を行い、各委員が別紙審査票に評点及び意見を記述するものとする。

- 2 秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室（以下「事務局」という。）は、前項の各委員の評点を合計した審査結果票を作成し、必要に応じて審査委員会は当該審査結果票をもとに採択の妥当性について審議を行う。
- 3 事務局は、前項の審議結果票をもとに、実施要領第7条第1項の規定する手続きを行う。

(審査項目等)

第3条 第2条の規定による採択の審査における審査項目、配点及び審査の視点は、別表第1に掲げるとおりとする。

(審査基準)

第4条 前条の規定による審査項目ごとの委員の評点については、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 委員は、前条の規定による評点の根拠となる審査項目ごとの意見及び総合意見を評価

票に記述するものとする。

- 3 前2条に規定する審査を実施した結果、出席した委員の評価の平均が24点に達した場合には、採択を受けようとする企業の事業計画について、実施要領第7条第1項の規定による採択の対象とする。
- 4 出席した委員の評価の平均に1点未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

審査項目		配点	審査の視点
事業内容の 評価	事業の必 要性	5点	自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との新規受注や取引拡大に繋がる事業であるか、企業の持つ強みを活かした事業であるか又は弱みを克服する事業であるかなど、事業を実施する必要性が明確であるか。
	事業の確 実性	5点	企業規模から事業を遂行できる能力があるか、販売先が明確で安定したものであるか、実施方法やスケジュールに問題はないかなど、事業実施に確実性があるか。
	事業の妥 当性	5点	資金調達先及び調達額（投資額）が妥当であるか、利益償還のできるものであるかなど、企業規模から妥当な事業であるか。
	事業の成 長性	5点	自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との取引による売上・利益の向上が期待でき、その根拠が明確であるか、新規受注や取引拡大に向けての見通しが明確であるかなど、事業の成長性があるか。
	事業の生 産性等	5点	県内の工場等における1人当たりの生産額が、年3.0%以上向上する3年以上の事業計画を策定しているか。
常用雇用者 の待遇改善 の評価	給与支給 総額	5点	県内の工場等における給与支給総額が、年2.0%以上向上する3年以上の事業計画を策定しているか。
	初任給	5点	県内の工場等における初任給が、年2.0%以上向上する3年以上の事業計画を策定しているか。
地域経済活性化の 評価		5点	自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との取引による出荷額の増加が期待できる事業であるかなど、地域経済への効果が期待できるか。

※上記のほか、「パートナーシップ構築宣言」登録済の企業にあつては、評点に5点加算するものとする。

別表第2（第4条関係）

点数	基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	明らかに劣っている